

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 6 9 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 4 年 11 月 30 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 首 藤 毅 彦

第 1 監査の対象及び監査の期間

水道局	令和 4 年 8 月 30 日（火）から 31 日（水）まで
病院局〔市民病院〕	令和 4 年 11 月 7 日（月）から 8 日（火）まで
病院局〔生月病院〕	令和 4 年 11 月 9 日（水）から 10 日（木）まで

第 2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

2 監査の対象とした事項

主に令和 2 年度及び令和 3 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 3 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

1 収入に関すること

- (1) 収入事務が適法・適正に行われているか。
- (2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

2 支出に関すること

- (1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- (2) 予算目的に反する支出はないか。
- (3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

(4) 契約の方法及び内容は適正か。

3 庶務関係事務

- (1) 公印の管理状況
- (2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
- (3) 文書の処理、整理保存状況

4 補助金関係

- (1) 補助金交付要綱等は整備されているか。
- (2) 補助金の交付申請、交付決定、交付確定、実績報告、請求及び精算手続きが適正に行われているか。

5 その他の事務

事業が適正かつ効率的に行われているか。

第4 監査の結果

主に監査の対象とした令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

<参考>監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの・予算を目的外に支出していると認められるもの・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの

〔水道局〕

【指導事項】

1 例規の整備について

水道局所管の例規において、下記のとおり、不備な点がみられたので、定期的を確認を行うなど適正な例規整備に努められたい。

- (1) 平戸市水道事業給水条例の第10条第1項において、給水装置の基準違反に対する措置が規定されており、給水装置の構造及び材質の基準について、水道法施行令を引用しているが、平成31年4月に同施行令が一部改正され、引用条項に条ずれが生じていたものの該当条項の改正がなされていなかった。

また、平戸市水道事業施行規程の第4条第1項及び第5条第2項と、平戸市指定給水装置工事事業者規程の第12条第1項及び第14条においても同様であった。

- (2) 平戸市水道事業管理規程の別表において、公印の名称、書体、寸法、個数用途及び保管者が規定されているが、名称ひな型の項中、一箇所金融機関名の誤りがみられた。

2 契約事務について

水道局では、施設・設備の改修工事をはじめ多くの維持修繕を行っているが、その契約事務において、下記のとおり、不備な点がみられたので、平戸市契約規則などの関係例規に基づき、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 資産の購入及び設備修繕に際し、数量や修繕項目などが記載された仕様書について、請書に添付されていないものがみられた。

- (2) 修繕請負契約書（契約金額：1,350,800円）を締結していたが、その際、契約保証金欄の免除条項について、契約金額が50万円以下の修繕等の場合に適用される誤った条項が記載されていた。

- (3) 物品検収調書について、検査欄に「月日」及び「合格数量等」の記入がされていないものや納入日及び検査日と作製日にかい離がみられるものがあつた。

【意見】

1 ダム貯水率のホームページ掲載等について

令和4年5月からの少雨により、生月地区を対象とした渇水対策本部が設置されていたが、秋雨前線による降雨に伴い神の川及び桜川ダムの貯水量が回復したため、8月29日をもって同本部を解散している。

この間、水道局においては、地区民への周知活動や貯水率のシミュレーションなど各種対策を講じてきているが、貯水率が減少傾向に転じてからの対策もさることながら、平時から市民への水問題に対する危機（問題）意識を醸成することも肝要と思われる。

ダム貯水率等については、長崎県のホームページに2週間周期で、平戸市内ダムの合算された貯水率等が掲載されてはいるものの適時更新されていないことや水系ご

との貯水率がわからないことから、市内における地域ごとの貯水率の把握はできない。

このことなどから、市ホームページなどの媒体を活用し、市内ダムの貯水率をはじめ、ダムの諸元、渇水時の対策実施体制（給水制限段階・内容等）及び今後の予測などの情報について、定期的に提供されることを検討されたい。

2 水道の基盤強化に向けた取り組みについて

人口の減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足など水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図るため、水道法の一部を改正する法律が令和元年10月1日から施行されている。

なかでも水道事業者として、水道施設の修繕を能率的に行うための点検、水道施設台帳の整備及び水道施設の計画的な更新について、新たに義務付けがなされている。

これを受け、水道局では施設の点検と台帳整備を行い、令和2年3月に水道ビジョン（経営戦略）を策定し、給水収益の予測と施設の更新を見込んだ令和11年度までの収支計画を公表している。

同ビジョンの中では、市内で最も規模が大きい平戸浄水場（築43年経過）の部分的改修の計画は盛り込まれているものの躯体をはじめとした基幹部分の抜本的な更新計画は計上されていない。

このことから、平戸浄水場など相当の年数が経過し、老朽化による機能低下が懸念される施設においては、水道施設台帳のデータを有効活用した計画的な修繕等により延命化を図る一方で、当該施設の機能診断について検討をされたい。

〔病院局〕

【指摘事項】

予定価格調書の作成について

平戸市契約規則第 23 条別表に定める額（委託契約の場合 50 万円など）を超える契約については、随意契約で行う場合でも、予定価格調書を作成することになっているが、確認を行った令和 2 年度における 100 万円以上の委託契約（市民病院：7 件、生月病院：5 件）において作成がされていなかった。

同規則に基づき適正な事務処理に努められたい。〔市民病院・生月病院〕

【指導事項】

1 契約事務について

病院局では、施設・設備の保守点検や維持修繕を行っているが、その契約事務において、下記のとおり、不備な点がみられたので、平戸市契約規則などの関係例規に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(1) 業務委託や施設修繕にかかる契約について、履行を確認した際に作成されるべき検査調書などが作成されていなかった。〔市民病院・生月病院〕

(2) 両病院の宿日直業務について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、長崎県シルバー人材センター連合会と随意契約（契約額は各病院で年額約 700 万円前後）を締結している。

上記に該当し、予定価格が平戸市契約規則第 23 条別表に定める額（委託契約の場合 50 万円など）を超える契約については、同規則第 23 条の 2 第 1 号及び第 2 号により、契約内容や相手方等を公表しなければならないが、事前公表（第 1 号）及び事後公表（第 2 号）ともに手続きを行っていない。〔市民病院・生月病院〕

(3) 市民病院トイレ器具等取替工事は交付金事業として、令和 2 年度末に院内の各階別に 4 工事に区分発注され、翌年度に繰り越しとなったもので、平戸市契約規則第 23 条別表に定める額（工事請負契約の場合 130 万円）以下であるため随意契約とし、同規則第 24 条第 1 項第 2 号（契約の目的又は性質、その他やむを得ない理由により、契約の相手方が特定されるとき。）の規定を適用して一者見積による契約を行っている。

その結果、4 工事が同一事業者、同一工期で、各々の工事請負費が 130 万円以内となっている。

しかしながら、本工事はトイレの器具や便器の取替工事であることから、同規則第 24 条第 1 項第 2 号に該当するとは考えられず、これでは他の事業者の本工事への参入を妨げるものであり、二者以上の事業者から見積書を徴取する必要があった。〔市民病院〕

(4) 病院内の施設及び設備の故障に伴う修繕執行伺の中で、「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定による下記一者の随意契約とする。」との記載が散見されたが、同項各号は随意契約ができる事項を列挙しているもので、一者見積ができ

る事項とはなっていない。

一者見積は、平戸市契約規則第 24 条第 1 項第 1 号（1 件の予定価格が 5 万円（修繕にかかるものにあつては、10 万円）以下のもの。）及び第 2 号（契約の目的又は性質、その他やむを得ない理由により、契約の相手方が特定される時。）の規定に合致した場合のみ適用できるもので、それ以外の場合は、2 者以上から見積書を徴取する必要がある。[生月病院]

- (5) 20 万円を超える修繕にかかる随意契約価格等決定伺の中で、「平戸市契約規則第 30 条第 1 項第 2 号（随意契約で市長が特に契約書を作成する必要がないと認めたとき。）の規定により契約書を省略するものとする。」との記載がみられた。

この省略規定は、市長特認事項で、これを適用する場合は明確な根拠及び理由が必要であり、根拠等がない場合は、同条の規定により契約書を省略することはできない。[生月病院]

2 被服貸与原簿の整備について

平戸市立病院職員被服貸与規程の第 9 条において、被服貸与原簿（様式第 2 号）を備え付けるように規定されているが、令和 3 年 3 月に購入したナースシューズ（90 足）について、被服貸与原簿に記載されていなかった。[市民病院]

3 病院ネットワーク事業のセキュリティ対策について

- (1) 本事業は、病院事業の根幹をなす医療業務を支える IT 事業であるが、昨今、国内において外部からの病院業務への妨害行為が発生しており、セキュリティ対策は重要な課題となっている。

病院局では、平戸市病院事業情報セキュリティ基本規程が整備され、情報セキュリティ基本方針及び対策基準に関し必要な事項は、平戸市情報セキュリティ基本方針及び平戸市情報セキュリティ対策基準の例によるもの現状では、業者による必要時の保守業務だけであり、病院局としてのセキュリティ対策の体制が整っていない。早急に体制を構築されたい。[市民病院・生月病院]

- (2) 平戸市情報セキュリティ対策基準第 12 条に基づく平戸市物理的セキュリティ対策基準において、サーバー等が設置されている電算室は、「地下又は 1 階に設けてはならない。また、外部からの侵入が容易にできないように無窓の外壁にしなければならない。」と規定されている。

生月病院では、3 階に電算室を設置しているが、外部とは有窓になっており、台風等による破損で風雨が入り込み電算機器が機能不全になる可能性があるため、必要な対策を講じられたい。[生月病院]

【意見】

1 生月病院の施設整備について

- (1) 1階屋上排水管修繕工事としてパラペットを削孔し、排水管を取り付けた後に、緊急的な修繕が必要との判断で、同業者において同じ場所に屋上防水工事を施工しているが、排水管から排出されない雨水が屋根に溜まった状態が見られた。施工後の状態を再度確認し、必要に応じて改善されたい。[生月病院]

- (2) 事務室待合室棟のスレート葺き屋根が経年劣化により、かなりの面積で剥離している。数年前には雨漏りが発生し、一部応急修理されたが、他の部分が剥離し強風により飛散しており二次被害の恐れもある。また、玄関ポーチのパラペットも固定器具の腐食によりロープで固定している状態であり、いずれも病院運営に支障をきたす前に早急な修繕を図られたい。[生月病院]

2 医療器械の共同購入について

医療器械等の購入について、両病院の協議のもと病院ネットワーク事業などの共通業務やX線撮影装置などの高額医療器械においては、共同購入の実績があるが、多くの医療器械は各病院の選択による単独購入となっている。

今後の持続ある病院経営に向けて、両病院間の協議を深めるためにも医療器械購入委員会（仮称）等を設置し、共同購入を行うことで機種の統一による人員配置の円滑化や購入費用の低減化などの推進を図られたい。[市民病院・生月病院]